

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料4-1】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
4	新型コロナウイルス感染症の影響で、工場などの稼働状況が大きく変わっているのではないかと。今回の推計値がどの程度振れる可能性があるのか、何らかの答えを用意しておくことが重要ではないかと。＜関根委員＞	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける水道用水及び工業用水の実績値については、令和4年度以降に統計データが公表される予定であり、現時点で需要推計に反映できないことから、中間点検において確認する予定です。
6	人口の推計、それから経済成長率の推計、製造品出荷額等の推計があるが、この推計方法は、どのくらいの精度を持って予測できているのか。＜関根委員＞	人口推計や経済成長率については政府機関で公表されているデータを使用しています。また、中間点検において、水需要の見通しと実績との比較分析を行う予定です。
21	東京都の水道用水の実績値は小刻みに変動しているが、原因は何か。こういうジグザグしたものというのは、リスク管理で考えなくていいのか。＜石田委員＞	東京都の実績値の変動については原因は不明ですが、他水系分を合算した場合は、小刻みな変動はみられませんでした。需要推計値は高位と低位を設定しており、幅をもった推計を行っています。
22	都県の高位、低位それぞれを合算した値を水系合計値とするのは問題ではないかと。例えば高位では、東京都と茨城県の人口が同じく増加するが、こういうことはあるのか。＜佐藤委員＞	本計画で対象としている6都県のフルプランエリア全体の状況を概観するために単純に合計して比較したものです。
23	推計法の説明が1ページだけなため、もう少し詳しい補足的な資料を希望する。特に、算出に当たったの県別の出し方、そのダムが水補給に寄与される県ごとに評価されているという理解でよろしいかと。＜豊田委員＞	推計方法の説明については、「参考1 利根川水系及び荒川水系における将来需要量及び供給可能量の算定結果(案)」の99ページから109ページに記載しています。また、水を供給する都県ごとに評価しており、その都県別の供給可能量については、「資料5-2 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(素案) 説明資料(2)-2」に記載しています。
25	大規模経営体が増加するとかんがい期間が変化することが多く、総量は変わらないが、取水期間の変更に伴い、水が新規に必要なになっていくと思う。このため、「現時点では新たに水資源開発が必要となる農業用水の新規需要は見込まれない」と記載しているが、例えば、「新たに水資源開発が必要となる」を削除し、「現時点では農業用水の新規需要(年間総取水量の増加)は見込まれない」としてはどうか。＜石井委員＞	本文案の修正に合わせて、「水資源の開発を伴う新たな必要量は見込まれない。」と修正します。

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料4-2】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
2	PDCAサイクルは今回の計画が初めてのものか。5年、10年で回るサイクルは今までもやっていたのか。 <清水委員>	H29年5月の答申に記載された内容であり、フルプランでは今回のリスク管理型フルプランで初めて記載したものです。
3	供給側のソフト対策としては具体的に何があるのか。利根川・荒川水系では広域な水融通システムがあるが、これは対策に入るのか。 <清水委員>	供給側のソフト対策としては、地下水の利用や調整池の運用などがあります。 北千葉導水路や霞ヶ浦導水など広域な水融通システムについては、水資源開発施設に含まれており、ハード対策に位置づけています。
6	節水限度率5%などは、お風呂の水位を10cm下げると達成されるなど具体的に何をしたら良いのか例示してはどうか。今後のきめ細かい広報をお願いしたい。 <木場委員>	ご意見を踏まえて、「参考1 利根川水系及び荒川水系における将来需要量及び供給可能量の算定結果(案)」の112ページに東京都H28渇水時の事例を基にした補足説明を追記するとともに、その内容を関係県に今後周知してまいります。
23	農業用水は評価していないが、扱いはどうなっているのか。 <風間委員>	農業用水については、築造年次が古い小規模な施設が未だに多く、正確な計測には多大なコストと労力を要するため、全体需要量の把握が困難であることから、渇水リスクの分析・評価を行っていません。 そのため、必要水量やかんがい期間の変動が生じる場合には、新たに必要となる水需要を算定することとしています。
24	領域A,B,Cを一覧表で記載しているが、これは都県に提示するだけか、それとも具体の対策を要求するのか。各都県は何を思っているのか。 <清水委員>	水需給バランスの点検結果を踏まえ、各都県や事業体が状況を把握し、必要に応じて具体的な対策を検討していただくことを想定しています。
24	6都県合計で評価している意味は何か。利根川・荒川水系の中で各都県の権利関係を個別に扱うのではなくて、流域全体として総合的に扱ったときにどうなるかというのが6都県合計という意味なのか。 <佐藤委員>	本計画で対象としている6都県のフルプランエリア全体の状況を概観するために単純に合計して比較したものです。
24	注釈に「バランス評価に用いた供給可能量は、一定の前提条件の下での算定であり、実際の運用と異なる点に留意」と記載しているが、実際の運用と何が違うのか教えていただきたい。できれば資料に加えていただきたい。 <県委員>	ご意見を踏まえ、「資料3-1利根川水系及び荒川水系における水需給バランスの点検 - 需要想定及び供給可能量 -」の25ページに「【参考】供給可能量説明資料(供給可能量と実運用)」を追加しました。

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料5】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
20	危機時に備えた事前の対策について、ここで示されているものはどの程度防災効果があるのか、数値で示して頂けると分かりやすい。現状で十分なのか、拡充が必要なのか判断がつかない。分かるようであれば教えて頂きたい。 <山本委員>	給水車などの給水用資機材の防災効果については、台数などの設定が困難なため定量的には算定しておりません。 給水用資機材などについては地域毎の判断により充実されていくものと考えています。
22	水資源管理について、平時からどのようにモニタリングを拡充または高度化するのか、またモニタリングによって得られたデータの逐次的なやりとりなど、そのような情報をどのように水の配分につなげていくのかということについて、今後どのように進めていく予定なのか。 <平林委員>	平時のモニタリングについては、流域の降水量、河川流量、取水量等を監視しています。モニタリングによって得られたデータから、河川流況の予測を実施したうえで、ダム補給量、導水量を決定するなどの水資源管理が行われています。 今後、河川流況予測システムについては、蓄積したデータを反映させた流出定数等を見直し定期的にシステムを改良し、精度の向上に努めることとされています。
22	渇水時における水のやり取りの前提としての権利はどうなっているのか。その妥当性と、それを調整することについての関係性を教えて頂きたい。 <小浦委員>	水利権は河川法23条(流水の占有の許可)により付与されていますが、実際の渇水の際には河川法53条(渇水時における水利使用の調整)により、互譲の精神で渇水対策協議会等の場で調整されています。
農業用水 水質	渇水になった時にどのように対応するかについては大切だが、もう一つ渇水に至らないようにするための行動があると思う。例えば、中川には、水質は悪いがたくさんの農業用水の落水が流れ込んでいる。危機的な渇水に至らないようにするための対策として、この中川の水の活用も一つの視点としてあり得るのではないかと。 <佐藤委員>	一般的には、農業生産活動にともなう河川水質への負荷としては、過剰な施肥や水田の代かき時の排水によるものがあり、これらは関係する農業団体や市町村及び都道府県との連携により、施肥の削減や浅水代かき等の営農対策および水質浄化施設等の整備など、その地域にあった対策を行う必要があり、農林水産省によってそれらの取組に対する支援が行われています。 なお、中川の水は、三郷放水路により江戸川に送水できるようになっており、中川の塩水遡上等に配慮しつつ、渇水のおそれがある場合や渇水時に活用されているところです。
霞ヶ浦の活用	利根川は農業用水の落水が多く、最終的に利根川大堰に集中している。維持流量は平均して30m ³ /s流れていると思うが、現実的には、余剰水が海に流れている状況である。霞ヶ浦の水位が低下した際に、貯めてはどうか。決定的な渇水対策になると思う。このような根本的な対策についてどの様にお考えか。 <佐藤委員>	霞ヶ浦の水位が低下し、利根川に余剰がある状況において、利根川から霞ヶ浦へ導水することによる水運用について、検討する予定です。

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料6-1】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
2	<p>「農業用水の需要の見通しにおいては、反復利用が多い水利用形態や時期別需要量の変動に留意し」とありますが、後で扱う大規模経営体への経営の集中は、年々の変動というよりは、一定の傾向をもった変化であると見るべき。素案にある「変動」は「変化」あるいは「変動や変化」と変更してはどうか。 <佐藤委員></p>	<p>ご意見を踏まえ、「農業用水の需要の見通しにおいては、反復利用が多い水利用形態及び時期別需要量の変化に留意し」と修文します。</p>
2	<p>水の用途別の需要の見通しにおいて、現況と令和12年度を比較しているが、「現況」とはいつか。また、「やや増加」と記載されているが数字は書けないのか。説明資料に記載しているのであれば、どこに対応しているのか分かるとよい。 <清水委員></p>	<p>「現況」については、平成28年度(2016年度)としています。 現況と高位の推計あるいは低位の推計との比較区分については、「資料5-2 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案) 説明資料(2)-1」の注6に記載しています。</p>
2	<p>「高位の推計」、「低位の推計」と唐突に出てくるが、初めて見る方に意味が解るだろうか。説明がいるのではないか。 <豊田委員></p>	<p>利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案)と併せ、「資料5-2 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案) 説明資料(1)」に高位の推計及び低位の推計に用いた変動要因の値を記載するとともに、「資料5-3 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(案)の概要」に、不確定要素を踏まえた水需給バランスの点検の内容を記載します。 本文案については、推計の内容をより判りやすくするため、①水道用水の需要の見通しの説明を「令和12年度における両水系に依存する水道用水の必要量は、今後の社会経済情勢等の動向及びその不確定要素並びに水供給の過程で生じる不確定要素及び地域の個別施策を考慮すると、高位の推計においては 現況と比較しやや増加、低位の推計においては現況と比較しやや減少となるものと見込まれる。」と修文します。併せて、②工業用水の需要の見通しの説明も水道用水と同様の構成により修文します。</p>
2	<p>水の用途別の需要の見通しにおいて、「需要の見通し」と「必要量」の語句の使い分けは意図的に行っているのか。意図があれば教えていただきたい。 <清水委員></p>	<p>「需要の見通し」は水資源開発促進法第5条において水資源開発基本計画に記載しなければならない事項とされています。また、両水系に依存する水の用途別の水量の記載には、水道法第5条第1項に、「取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。」との規定があり、工業水道事業法第11条第1項にも同様の規定があることから、「必要量」としています。</p>
3	<p>農業用水の需要の見通しで「新たな必要量は見込まれない」となっているが、総量に増加はないものの需要時期が変わりうるため、年間の総需要量の増加がない旨加筆した方がよい。 <石井委員></p>	<p>ご意見を踏まえ、「両水系に依存する農業用水の水資源の開発を伴う新たな必要量は見込まれない。」と修文します。</p>

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料6-1】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
3	<p>既往最大級の渇水と同程度の規模の渇水に対する目標で、生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水を確保することとしているが、その定義は何か。 <清水委員></p>	<p>「生活・経済活動に重大な影響を生じさせない必要最低限の水」とは、既往最大級の渇水時においても、工場の操業短縮の開始、農作物の被害(干ばつによる収穫減少、高温障害(着色不良)、病虫害の発生等)の発生等による社会経済活動に重大な影響が生じるとともに、上水道の時間断水の開始により生活に支障が生じる状況以上の深刻な渇水状況に陥らせない水の確保を想定しています。</p>
8	<p>「3 その他重要事項」について、利根川・荒川流域全体に対するものか、流域以外のものなのか、色々なものが混在しているようなので、少し整理しにくくなっている印象がある。 <平林委員></p>	<p>「3. その他重要事項」は、本計画においては全て利根川水系及び荒川水系フルプランエリアに係わる内容となりますが、項目によっては他水系にも当てはまる内容となるものもあります。</p>
9,10	<p>水需給バランスの評価について、結果を断定しているように読めるが良いか。「～推計となっている。」や「推計によれば～」のような表現の方が、主旨を考えると良いのではないかと。 <関根委員></p>	<p>ご意見を踏まえて、「高位」あるいは「低位」と記載していた箇所を、「高位の推計」あるいは「低位の推計」と修正します。</p>
11	<p>危機時に備えた事前の対策で、「長寿命化計画」を記載しているが、「長寿命化計画」は危機時に備えるためではないのでは。 <平林委員></p>	<p>インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)において、安全で強靱なインフラシステムの構築のため、「これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応」と記載されており、危機時の対応も当該計画に含まれています。 また、老朽化に伴う漏水による断水なども危機時の対応が求められることから、施設の長寿命化と危機対応は密接に関係しています。</p>
12	<p>教育・普及啓発等の中に、「節水型社会の構築、これに対する理解促進」の文言を入れてはどうか。 <木場委員></p>	<p>ご意見を踏まえて、「危機時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、平常時から節水型社会の構築に向けた理解促進を図るとともに、水文化や水資源の大切さ、過去の渇水被害や水を巡る地域の歴史及び防災についての教育・普及啓発に努めるものとする。」と修正します。</p>
12	<p>水源地域対策、教育・普及啓発等において、「安全でおいしい水」とあり、恐らく上水道を念頭に置いた表現だと思うが、環境的な側面から正常な水、きれいな水というものがないのが問題になるはずなので、記載が必要だと思う。 <佐藤委員></p>	<p>ご意見を踏まえ、「河川整備等の現状を踏まえた治水対策を推進するとともに、水質及び自然環境等の河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるものとし、」と修正します。</p>

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料6-1】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
12	水循環施策との整合において、利根川水系・荒川水系全体として、流域水循環計画を策定するかのように読み取れるが、どのような意図で記載しているのか。 < 鼎委員 >	ご指摘の流域水循環計画の策定単位については、水循環基本計画（令和2年6月）において、「水系単位だけでなく、その目的に応じて支川や湖沼、帯水層の広がり、行政区域など、流域の大きさにかかわらず流域水循環協議会を設置し、流域としては重層的な構造とすることもあり得る」とされており、様々な策定単位を想定しています。
SDGs	SDGsの目標6は、「安全な水の担保」に関することであり、本計画に関連させることにより時代を反映したものになるのではないかと。 < 木場委員 >	ご意見を踏まえて、「関連する他計画との関係」において、「脱炭素化に向けた取組及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を踏まえるとともに、社会経済情勢及び財政事情に配慮するものとする。」と修文します。
脱炭素	「脱炭素」についても日本政府の大きな指針となっていると思うが、関連することについて本計画に記載したらどうか。 < 鼎委員 >	

第13回利根川・荒川部会における主なご意見と対応

【資料6-2】

ページ・項目	主なご意見等	ご意見等への対応
6	計画供給可能量は、注釈で「夏期かんがい期の平均取水量」と記載しているが、冬期の畑地かんがいの水量は記載していないのか。 <石井委員>	冬期は水田かんがいがなく、畑地かんがいや水路維持用水のみとなり取水量が少なくなるため、取水量の多い夏期かんがい期の平均取水量を記載しています。
6	新規需要想定と記載があるので、ここに同じように注釈で「年間総需要量の増加」とか、そういった言葉を入れたほうがいいのではないか。 <石井委員>	ご意見を踏まえ、「新規需要想定」を「新規需要量」に修正し、注釈に「新規需要量とは、水資源の開発を伴う新たな必要量のことである。」と追加します。